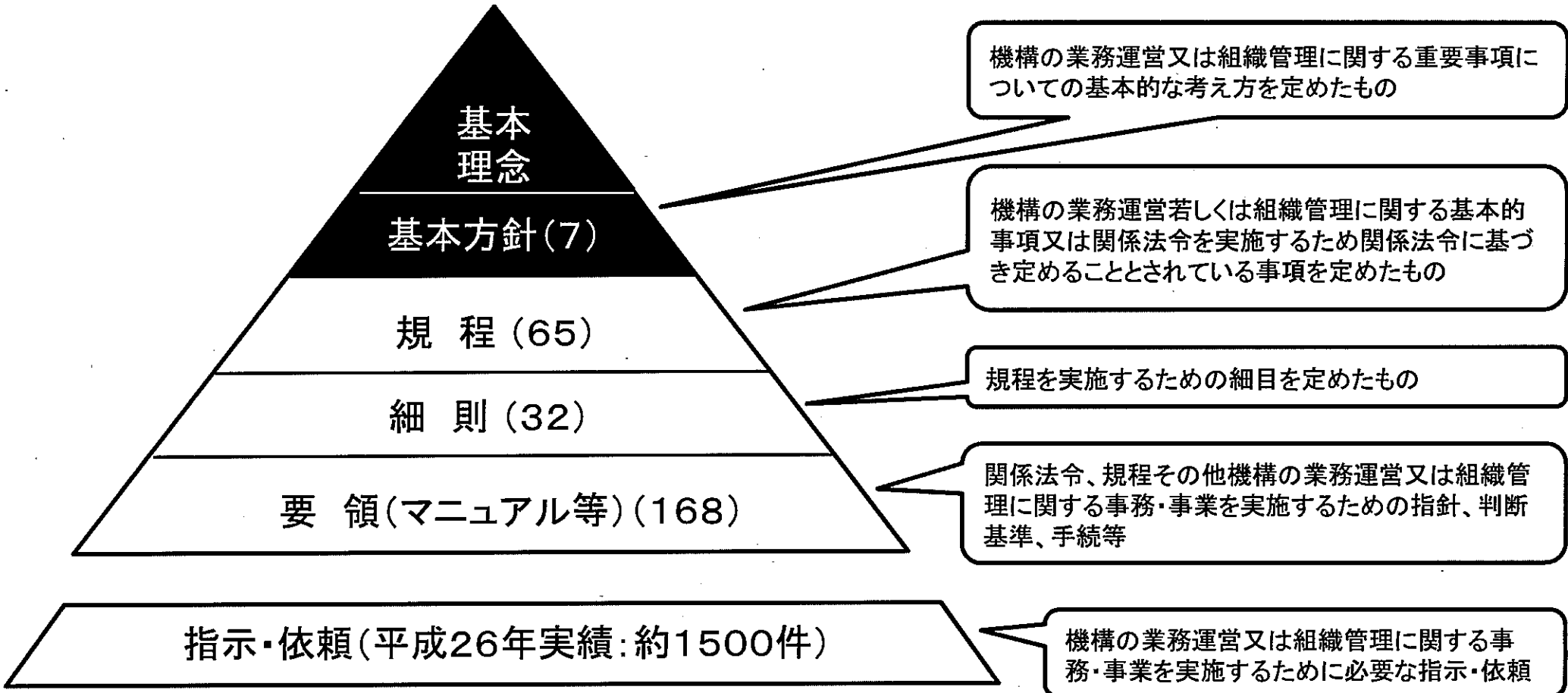


基本理念・基本方針・諸規程等の位置付け

日本年金機構の基本理念（日本年金機構法第2条に規定）

政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努める。



※ 諸規程の()内はそれぞれの数(平成27年4月1日現在)

規程第1号

理事会決定

平成22年1月1日制定・施行

平成24年4月1日改正・施行

平成24年10月1日改正・施行

平成24年11月1日改正・施行

平成26年10月1日改正・施行

平成27年4月1日改正・施行

平成27年7月1日改正・施行

日本年金機構諸規程管理規程

(目的)

第1条 この規程は、日本年金機構（以下「機構」という。）における業務運営又は組織管理に関して必要な事項を定める諸規程の種類、形式、制定及び改廃の手續並びに適切な管理のための措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種類、定義等)

第2条 機構の諸規程の種類は、次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定めるものとする。

(1) 基本方針 機構の業務運営又は組織管理に関する重要事項についての基本的な考え方を定めたもの

(2) 規程 機構の業務運営若しくは組織管理に関する基本的事項又は関係法令を実施するため関係法令に基づき定めることとされている事項を定めたもの

(3) 細則 規程を実施するための細目を定めたもの

(4) 要領 関係法令、規程その他機構の業務運営又は組織管理に関する事務・事業を実施するための指針、判断基準、手續等を定めたもの

2 諸規程の効力の順位は、前項各号の順序とする。

3 諸規程の名称は、原則として、基本方針については方針の文字を、規程については規程の文字を、細則については細則の文字を、要領については要領の文字を含むこととする。

(形式)

第3条 諸規程には、原則として、当該諸規程の目的、改廃権者、制定及び改正年月日並びに諸規程番号を明記するものとする。

2 前項に定めるもののほか、諸規程の形式に関し必要な事項は、細則で定める。

(制定及び改廃の手続)

第4条 諸規程の制定及び改廃については、主管担当部署が立案し、次の表1左欄に掲げる事由につき同表右欄に掲げる部署による審査・合議を経て、諸規程の種類ごとに次の表2で定める理事会その他の機関が決定する。

2 前項の諸規程の立案に当たっては、諸規程の一覧性が確保されるよう努めるものとする。

表1

事由	部署
基本方針、規程又は細則の制定及び改廃	総合調整担当部署 法務担当部署
要領の制定及び改廃	総合調整担当部署

表2

諸規程		機関
基本方針		理事会
規程	(1) 主務大臣の認可を要する規程	理事会
	(2) 特に重要であると総合調整担当部署が認める規程(前号に掲げるものを除く。)	理事会
	(3) 主務大臣への届出を要する規程及び重要であると総合調整担当部署が認める規程(前2号に掲げるものを除く。)	理事長
	(4) 前3号に掲げる規程以外の規程	副理事長又は担当理事
細則	(1) 理事会又は理事長決定により制定された規程に基づく細則	理事長、副理事長、担当理事又は監査担当部署の長
	(2) 副理事長又は担当理事決定により制定された規程に基づく	担当部長(管理室の所掌にかかる細則については、管理室長とする。)

	く細則	
要領	(1) 特に重要であると総合調整担当部署が認める要領	理事長
	(2) 重要であると総合調整担当部署が認める要領（前号に掲げるものを除く。）	副理事長又は担当理事
	(3) 前2号に掲げる要領以外の要領	担当部長（管理室の所掌にかかる要領については、管理室長とする。）

(報告及び登録)

- 第5条 諸規程の主管担当部署は、諸規程が制定又は改廃されたときは、細則に定めるところにより、遅滞なく総務担当部署に報告しなければならない。
- 2 総務担当部署は、前項の報告を受けたときは、日本年金機構文書管理規程（規程第12号）第24条に規定する諸規程管理台帳に登録するものとする。
- 3 総務担当部署は、諸規程管理台帳及び諸規程を適切に管理しなければならない。

(周知)

- 第6条 主管担当部署は、前条の登録が完了した後、当該諸規程の制定又は改廃があった旨及びその内容について、速やかに日本年金機構業務管理規程（規程第8号）の規定に基づき定める要領に定めるところにより、周知するものとする。
- 2 前項の周知は、原則として、機構LANを活用して行うものとする。

(原本の保管)

- 第7条 諸規程の原本は、原則として、その制定又は改廃の立案を行った主管担当部署が保管する。
- 2 諸規程の原本の保管に当たっては、常に諸規程の制定及び改廃の経過が明らかになるようにしておかななければならない。

(諸規程を制定又は改廃する必要がある場合の措置)

- 第8条 主管担当部署は、諸規程を制定又は改廃する必要がある場合は、速やかにこの規程に定める手続により諸規程を制定又は改廃しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合その他必要があると認められる場合は、理事長その他細則で定める機関は、細則で定めるところにより、

機構の業務運営又は組織管理に関し必要な事項を諸規程の形式によらず定めることができる。この場合においては、事後できる限り速やかに、関係する諸規程の制定又は改廃を行わなければならない。

(疑義解釈)

第9条 主管担当部署は、諸規程の解釈に疑義が生じた場合は、日本年金機構業務管理規程の規定に基づき定める要領に定めるところにより、その解釈を示すことができる。当該解釈については、諸規程に反映するよう努めなければならない。

(検討)

第10条 主管担当部署は、毎事業年度、所管する諸規程の施行の状況について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき当該諸規程の改廃等の措置を講じるものとする。

2 主管担当部署は、前項の検討の結果について、総合調整担当部署に報告しなければならない。

(主務大臣への認可申請等)

第11条 法令の定めるところにより諸規程の制定及び改廃について主務大臣の認可又は主務大臣への届出を要する場合の当該事務は、主管担当部署が総合調整担当部署を通じて行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃については、理事会が決定する。

(実施に関する事項)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は細則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第10条の規定については、平成22年4月1日から施行する。

(担当部長に関する経過措置)

第2条 当分の間、この規程において刷新プロジェクト推進室長及び給付業務改革室長は「担当部長」とみなす。

主な諸規程一覧

種別	諸規程名	主管担当部署	改廃決定権者
基本方針	日本年金機構運営方針	経営企画部経営企画G	理事会
基本方針	日本年金機構人事方針	人事管理部人事G	理事会
基本方針	日本年金機構業務方法書	経営企画部経営企画G	理事会
基本方針	日本年金機構内部統制システム構築の取組方針	経営企画部総合調整G	理事会
基本方針	日本年金機構役職員行動規範	経営企画部総合調整G	理事会
基本方針	日本年金機構お客様へのお約束10か条	サービス推進部サービス推進G	理事会
基本方針	日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー)	法務・コンプライアンス部情報管理G	理事会
規程	日本年金機構組織規程	経営企画部総合調整G	理事会
規程	日本年金機構理事会規程	経営企画部経営企画G	理事会
規程	日本年金機構運営会議規程	経営企画部経営企画G	理事長
規程	日本年金機構運営評議会規程	経営企画部経営企画G	理事長
規程	日本年金機構諸規程管理規程	経営企画部総合調整G	理事会
規程	日本年金機構コンプライアンス規程	法務・コンプライアンス部コンプライアンスG	理事会
規程	日本年金機構リスク管理規程	法務・コンプライアンス部リスク管理G	理事会
規程	日本年金機構業務管理規程	品質管理部品質管理G	理事会
規程	日本年金機構文書管理規程	経営企画部総務室総務G	理事会
規程	日本年金機構個人情報保護管理規程	法務・コンプライアンス部情報管理G	理事会
規程	日本年金機構人事管理規程	人事管理部人事G	理事長
規程	日本年金機構職員就業規則	労務管理部労務管理G	理事長
規程	日本年金機構会計規程	財務部予算G	理事会